

犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ ～徳島県犯罪被害者等助成金制度 (再提訴費用助成)のご案内～

徳島県では、犯罪被害者やそのご遺族が、損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っており、消滅時効完成前に再度損害賠償請求訴訟を提起する場合に、経済的負担を軽減するため、再提訴費用を助成します。

①対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失による行為を除く）で、令和8年4月1日以後に再提訴を行った場合に限りま。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュットちゃん」

②助成金の助成限度額・対象経費・助成要件

○再提訴費用助成金 助成限度額 33万円

<対象経費>

再提訴の際に裁判所に対し支払う費用（1件の損害賠償請求の事案について、1回の再提訴を限度とします。）

<助成要件>

犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患（※）を負ったことに対する損害賠償請求について再提訴をした方で、再提訴をした日において、次のいずれかに該当する方

- (1) 県内に住所を有する方（住民票その他の書類により確認できる方に限る。）
- (2) やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している方（県内に居住していることが書類により客観的に確認できる方に限る。）

(※) 【重傷病】

負傷もしくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。

【精神疾患】

刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。

③助成がされない場合

- 申請者（犯罪被害者以外の者が申請する場合にあっては、申請者又は犯罪被害者。以下同じ。）が、他の公的な機関の同様の制度により助成対象経費に係る助成を受けているとき
- 申請者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、申請者にも、その責めに帰すべき行為があったとき
- 申請者が、暴力団又は暴力団員のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であったとき
- 申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき 等

④申請に必要な書類

申請様式及び申請に必要な添付書類については、徳島県のホームページをご確認ください。

下記のQRコードから、徳島県犯罪被害者等支援事業費助成金交付要綱、申請様式等がダウンロードできます。



⑤助成金交付決定の取消し・返還

- 交付決定後、助成を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段により交付決定を受けたと認めるときは、交付決定が取り消されます。
- 交付決定が取り消された場合、既に助成金が交付されているときは、定められた期限内に返還しなければなりません。

⑥申請方法・申請期限

（申請方法）申請窓口宛て郵送又は直接ご持参ください。

（申請期限）再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から起算して5年以内

<申請窓口> 徳島県生活環境部消費者政策課 くらし安全担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088-621-2287

メール shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

※午前9時から午後5時まで

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）



<相談窓口> 公益社団法人徳島被害者支援センター

〒770-0868 徳島市福島1丁目1番13-101号

TEL 088-678-7830

メール sodan7830-tokushima@carol.ocn.ne.jp

※月・水～土曜日 9:00～16:00

（火曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

★制度の利用には、上記以外にも必要な要件があるため、申請前のご相談をお願いします。